

関係事業所 様

北中城村役場 福祉課長 喜納啓二
〈公 印 省 略〉

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅支援等に係る報酬の算定についての報告書の取扱いについて

日頃より、本村の障害福祉行政にご理解・ご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、みだしの件について、新型コロナウイルスの感染を恐れ欠席した利用者、または感染拡大防止の観点から事業所の閉所及び事業自粛に伴いサービス利用が出来なくなった場合等において、当該事業所が在宅にて必要な支援を行った場合の通常報酬の請求に際し、在宅での支援内容を記録した報告書の提出を求めています。

当該報告書の取扱いについて下記に示します。

1、書式等について

- ・別紙1 新型コロナウイルス感染症対策に係る報酬の算定についての報告書（児童通所用）
- ・別紙2 新型コロナウイルス感染症対策に係る報酬の算定についての報告書（日中活動系サービス用）

2、提出期限について

- ・毎月15日までに提出することとする。

3、別添1,2 報告書の署名及び押印の取扱いについて

当該報告書の提出にあたり必要な利用者の署名・押印については

- ①郵送等（直接自宅へ投函等）により報告書を利用者へ送付し
- ②報告書の内容を利用者等（家族や施設職員等を含む）に確認してもらい、電話等で承諾を受け
- ③承諾を受けた旨を報告書（代筆承諾記載欄）へ記載

した場合、サービス管理責任者による代筆を認めることとします。

※なお、令和2年6月以降の対応については、村ホームページにて更新いたします。

ご協力の程よろしくお願い致します。

北中城村役場 福祉課 社会福祉係 担当者：大城 TEL：098-935-2233（内線254） FAX：098-982-0345
